



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課）… 1  
告 示
- 区営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認・2件（文化振興課）…………… 2
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 3
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 4
- 歳入の収納の事務の委託（住宅課）…………… 4
- 公 告
- 狩猟免許試験の実施（自然保護課）…………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・5件（県民生活課）…………… 4
- 採石業務管理者試験の実施（産業政策課）…………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・3件（中小企業支援課）…………… 6
- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課）…………… 7
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）…………… 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立那覇商業高等学校）…………… 8
- 訓 令
- 沖縄バイオ産業振興センター嘱託員設置規程（ものづくり振興課）…………… 10
- 公安委員会事項
- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 …… 11
- 労働委員会事項
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定 …… 12

## 規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第81号

### 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	嘱託研究員	日額 12,000	を
-------	-------	-----------	---

嘱託研究員	日額 12,000
-------	-----------

沖縄バイオ産業振興センター嘱託員	日額 8,300
------------------	----------

に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年 8月 1日から施行する。

**告 示**

**沖縄県告示第437号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、石垣島土地改良区から申請のあった大称原地区土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）の施行について、平成25年 7月22日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 縦覧に供する期間 平成25年 7月30日から同年 8月27日まで
- 縦覧に供する場所 石垣市役所
- その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**沖縄県告示第438号**

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成25年 7月30日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 指定管理者  
文化の杜共同企業体  
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜  
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社  
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 観覧料を承認した期間 平成25年 9月10日から同年10月27日まで
- 観覧料の額

企画展「沖縄の美術シリーズ4 安次嶺金正展一緑の抒情」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

**備考**

- 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第439号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成25年 7月30日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者  
文化の杜共同企業体  
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜  
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社  
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成26年1月23日から同年3月23日まで
- 4 観覧料の額  
企画展「森山大道 終わらない旅 北／南」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年7月30日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 104号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	金武町字金武9006番3から 金武町字金武9670番1まで	11.1m ～ 36.2m	2,300.0m
	金武町字金武8909番から 金武町字金武8700番1まで	15.4m ～ 60.4m	1,500.0m
新	金武町字金武8909番から 金武町字金武8700番1まで	15.4m ～ 70.4m	1,500.0m

沖縄県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年7月30日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

平成25年7月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 路線名 104号線
- 2 供用開始の区間 金武町字金武8909番から金武町字金武9666番3まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月31日

沖縄県告示第442号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成25年7月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 委託した収納事務 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号フェアビル2F
- 3 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成25年7月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 日時及び場所

日時	場所	
	会場名	所在地
平成25年9月13日（金曜日）9時30分から17時まで	沖縄県庁4階第1会議室	那覇市泉崎1丁目2番2号
	沖縄県八重山合同庁舎1階会議室	石垣市字真栄里438番地の1

- 2 受験手続 狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書を平成25年8月5日（月曜日）から同月28日（水曜日）までに沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課（電話番号0980-52-2832）、沖縄県南部林業事務所（電話番号098-941-2583）、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-72-2365）又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-82-2342）に提出すること。
- 3 その他 詳細については、沖縄県環境生活部自然保護課（電話番号098-866-2243）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月17日まで縦覧に供する。

平成25年 7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みるく
- 3 代表者の氏名 奥間昇
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市字赤道 8番地11 1F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者に対して、介護サービスに関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 9月17日まで縦覧に供する。

平成25年 7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ティータ5
- 3 代表者の氏名 玉城松男
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市我如古三丁目 5番26号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、心身に障がいのある者に対して、自立に関する事業を行い、障がい者の安定した生活に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 9月17日まで縦覧に供する。

平成25年 7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うりずん
- 3 代表者の氏名 東宏明
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市宮城四丁目 1番6号101号室
- 5 定款に記載された目的 この法人は身体、知的、精神に障害のある人が生活地域社会の中で、自立した日常生活をするために必要なサービスを提供し、かつ生活上の困難を克服していくための支援をする。そのため、障害のある人の自立した社会参加の促進と地域活動支援センター事業の実施や、生活・就労支援、障害者（児）福祉の啓発活動と障害者（児）の権利擁護等の支援活動を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 9月17日まで縦覧に供する。

平成25年 7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構
- 3 代表者の氏名 池宮力
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字小禄1831番地 1 沖縄産業支援センター 5階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内の法人及び個人に対して、マルチメディア関連の人材育成等による社会教育の推進を図る活動、先進的アプリケーション構築等によるまちづくりの推進を図る活動、デジタルデバイドの是正や情報リテラシーの向上等による情報化社会の発展を図る活動及び情報通信関連技術を全ての産業の基盤として有効活用すること等による経済活動の活性化を図る活動に関する事業

を行い、沖縄県におけるマルチメディアアイランド形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年9月17日まで縦覧に供する。

平成25年7月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年7月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すずな
- 3 代表者の氏名 知花千代子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原454番地の3
- 5 定款に記載された目的 知的障害者に対して、園芸活動や授産作業等を通して職業能力の育成を行い又、文化芸能を通して地域との交流を計りながら福祉の増進に寄与することを目的とする。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第42回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成25年7月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 日時及び場所
  - (1) 日時 平成25年10月11日（金曜日）午前10時から午前12時まで
  - (2) 場所
    - ア 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県本庁舎内会議室
    - イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古事務所内会議室
    - ウ 石垣市字真栄里438番地の1 沖縄県八重山事務所内会議室
- 2 受験手続 受験願書を平成25年9月2日（月曜日）から同月27日（金曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受験願書を郵送により提出する場合は、簡易書留郵便とし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。
- 3 受験願書配布場所 沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）又は沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の1）
- 4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098-866-2330）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドン・キホーテうるま店 うるま市塩屋浜原502番1ほか2筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 成沢潤治
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成25年7月30日から同年8月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のと

おり縦覧に供する。

平成25年 7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン浦添本店 浦添市字城間2670番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2689番地 代表取締役 宮城順一
- 3 法第8条第1項の規定による浦添市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成25年 7月30日から同年 8月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 道の駅いとまん 糸満市西崎町四丁目19番ほか2筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 沖縄県農業協同組合 那覇市楚辺2丁目33番18号 代表理事 砂川博紀、糸満漁業協同組合 糸満市字糸満603番地1地先 代表理事 金城宏、株式会社糸満市物産センター 糸満市西崎町四丁目19番地の1 代表取締役 呉屋泰明
- 3 法第8条第1項の規定による糸満市の意見の概要 当該大規模小売店舗は、国道331号バイパスの開通に伴いレンタカーや団体バスを利用する県外からの観光客に加え、県内の中北部地域からも来場者が増加している。当施設への来場のための交通渋滞、特にイベントや特別セールなどの、交通量の増加が予想される場合には、周辺の交通状況を勘案し駐車場への出入りの誘導、施設内での安全対策等に万全を期すとともに、周辺地域の事業所における事業等に支障を生じないよう一層の配慮をお願いする。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成25年 7月30日から同年 8月30日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成25年 7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 沖縄県
  - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 仲井眞弘多
  - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 伊良部大橋橋梁整備事業
  - (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
  - (3) 規模 平良下地島空港線の海上部及び取付道路部の概略延長約6,500メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 宮古島市
- 4 事後調査の実施期間 平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所
    - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
    - イ 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769
    - ウ 宮古島市総合案内隣縦覧コーナー（平良庁舎） 宮古島市平良字西里186番地 電話番号0980-72-3751

エ 宮古島市建設部道路建設課（下地庁舎） 宮古島市下地字上地472番地39 電話番号0980-76-6986

オ 宮古島市建設部伊良部建設室（伊良部庁舎） 宮古島市伊良部字長浜1296番地 電話番号0980-78-6256

(2) 期間 平成25年7月30日から同年8月30日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

6 その他参考となる事項 なし

7 この公告及び縦覧に関する問合せ先 沖縄県土木建築部宮古土木事務所伊良部大橋建設現場事務所 宮古島市平良字久貝771番地2 電話番号0980-73-9111

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 2・2・那35号羽佐間公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画緑地の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 那3号天久緑地
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年7月30日

沖縄県立那覇商業高等学校長 大嶺雅紀

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 ネットワーク構築実習装置及び電子計算組織 各一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成25年12月27日（金曜日）
  - (4) 納入の場所 沖縄県立那覇商業高等学校B棟及びC棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 平成25年8月13日（火曜日）から同月22日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
  - (2) 場所 沖縄県立那覇商業高等学校事務室 〒900-8557 沖縄県那覇市松山1丁目16番1号 電話番号098-866-6555
- 4 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成25年9月20日（金曜日）午前11時
  - (2) 場所 沖縄県立那覇商業高等学校管理棟小会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合



- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年8月13日（火曜日）から同月22日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立那覇商業高等学校事務室
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立那覇商業高等学校
  - (2) 所在地 〒900-8557 沖縄県那覇市松山1丁目16番1号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成25年9月19日（木曜日）午後4時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立那覇商業高等学校に提出すること。
  - (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時 平成25年8月27日（火曜日）午前11時  
イ 場所 沖縄県立那覇商業高等学校情報処理科小講義室4
  - (4) 最低制限価格 設定しない。
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 SUMMARY
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Network development system and Electronic calculation organization system
  - (2) DELIVERY DUE DATE AND DELIVERY PLACE  
December 27, 2013, Okinawa Prefectural Naha Commercial Senior High School
  - (3) BIDDING INFORMATIONAL MEETING  
11:00 a.m. August 27, 2013
  - (4) DATE FOR BIDS

11:00 a.m. September 20, 2013

(5) POINT OF CONTACT

Okinawa Prefectural Naha Commercial Senior High School Office  
1-16-1 Matsuyama Naha-City, Okinawa, Japan, 900-8557  
Telephone 098-866-6555

**訓 令**

沖縄県訓令第74号

商 工 労 働 部

沖縄バイオ産業振興センター嘱託員設置規程を次のように定める。

平成25年7月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

**沖縄バイオ産業振興センター嘱託員設置規程**

(設置)

**第1条** 沖縄バイオ産業振興センター（以下「センター」という。）の管理運営を円滑に行うため、商工労働部ものづくり振興課に沖縄バイオ産業振興センター嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

**第2条** 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

**第3条** 嘱託員は、商工労働部ものづくり振興課長（以下「ものづくり振興課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの施設及び附帯設備の管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ものづくり振興課長が指示する事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

**第4条** 嘱託員は、前条に規定する職務を行うに必要な能力を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とする。

(報酬等)

**第5条** 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

**第6条** 嘱託員の勤務場所は、センターとする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、ものづくり振興課長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

**第7条** 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

**第8条** 知事は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成25年 8月 1日から施行する。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第86号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成25年 7月30日

沖縄県公安委員会

#### 1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実施期日	場 所
交通誘導警備業務	1 級	10人	平成25年11月30日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

#### 3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(4) 法令に関すること。

(6) 車両等の誘導に関すること。

(5) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(8) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 車両等の誘導に関すること。

(4) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(6) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(4) 法令に関すること。

(6) 車両等の誘導に関すること。

(5) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 車両等の誘導に関すること。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

#### 5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成25年8月26日（月曜日）から同月30日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(7) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

#### 6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターの受付で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110（内線3054、3055）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

## 労働委員会事項

### 沖縄県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、平成23年沖縄県労働委員会告示第2号は、廃止する。

平成25年7月30日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

1 地方公営企業等の名称 沖縄県病院事業

2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合

3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者	
沖 縄 県 病 院 事 業 局	本庁機関	医療技監 参事監 病院事業統括監 参事	
	県立病院課	課長 総務企画監 経営企画監 医療企画監 看護企画監 副参事 主幹（整備IT担当及び施設整備担当の主幹を除く。） 人事、給 与、服務、労使関係及び組織定数担当の主査 人材確保担当の主任技 師	
	出 先 機 関	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
		中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
		南部医療センター・ こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経 営課長 看護部長 副看護部長
		宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
		八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
		精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長

4 認定年月日 平成25年 7月11日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---